

G. ミュルダール

「福祉国家を越えて — 福祉国家の 経済計画とその国際的意味 — 」

Gunnar Myrdal, *Beyond the Welfare State :
Economic Planning in the Welfare State and its
International Implication*, 1960, Gerald Duckworth,
London, pp. xiv+214.

麻 田 四 郎

1

近年、国際経済学分野で一連の労作を矢つぎばやに発表し、とみに活発な著作活動を見せているミュルダールは、またまた好著『福祉国家を越えて』を著わした。戦後国際経済問題に対するミュルダールの構想は、すでに旧著『国際経済—問題と見通し—』⁽¹⁾において、大きな体系として素描的に展開された。本書もまた、この構想の当然の深化、発展と見ることができるので、われわれは、この紹介を、旧著『国際経済』における問題を思い起こすことから始めよう。

『国際経済』におけるミュルダールの問題提起はこうであった。第一次大戦前にくらべると、現在の世界各国間の経済的統合は極めて弱い。国際経済は統合 *integration* よりもむしろ解体 *disintegration* の方向をたどっている。第一次大戦前の国際統合は、それが西欧先進国相互間に限られていたとはいえ、現在よりもはるかに緊密であった。しかし現在では、西欧諸国の国際統合が崩れつつあるばかりでなく、さらに西欧諸国に対する低開発諸国およびソ連圏諸国といった三方向に解体傾向が見られ、それが現在の国際経済の動向を特徴づけて

(1) Gunnar Myrdal, *An International Economy: Problems and Prospects*, Harper & Bros., New York, 1956, pp. xi+381. 本書の紹介として拙稿日本国際経済学会『国際経済』第9号、1957年および中村広光氏の書評『世界経済評論』1956年9月がある。

いる。この解体傾向には何か根深い原因があるのでなかろうか。

この課題に対するミュルダールの解答は次のようである。⁽¹⁾ 現在、多くの西欧先進国は福祉国家への道を歩んでいる。福祉国家とは、各個人の社会的・経済的機会等の実現の理念と、共同責任を分担しようとする社会連帯意識に心理的基盤を置いた、国内の経済的・社会的統合が実現された状態である。その意味で西欧先進諸国は福祉国家へ大きく近づきつつあるといえることができる。しかし福祉国家への道には重大な矛盾がある。それは、福祉国家の実現あるいは国内的経済統合が国際的経済統合を切り崩すという相剋性をもつことである。というのは、福祉国家の実現は、各国に独自の社会・経済体制を作り出し、国民大衆の政治意識の向上とともに、国際関係において、自己防衛的・自国本位な政策を打ち出す傾向をもつからである。また一方、低開発諸国においても、自国の経済発展を促進するためには、それぞれ国内的経済統合を進めねばならず、それがやはり自国本位の風潮を強めるからである。現在の国際的解体傾向は、このような国内統合と国際統合の相剋関係という観点からのみ正しく理解されうるのである。

以上が、ごく簡単にいって、『国際経済』におけるミュルダールの問題把握の態度であった。

では、このような矛盾、相剋関係を打破する方策はなにか。残念ながら『国際経済』には、それについての積極的提言は与えられていない。また、何か強力な政策勧奨をすることは、ミュルダールのそこでの趣旨ではなかった。彼はその基本的観点から、これまでの諸理論を反省し、批判し、また、各国利害の調和・衝突の実態を冷静に分析することによって、将来における国際協力の基盤を準備することが、科学の使命であると説くのであった。

わたくしは『国際経済』を読了した時、その構想の壮大さと現実説明力の強さにいたく打たれた。しかし、同時に、そこで分析されている国際統合への障害の深刻さに一種の不安を禁じえなかった。そのような深刻な現実直面してはたして国際統合の実現は、実際問題として可能なのであろうか、と。そして

(1) G. Myrdal, *ibid.*, chs. 2~3.

今度の新著⁽¹⁾によせた私自身の最大の期待は、新著がこの不安にどう答えてくれているか、ということであった。

2

ここで本題の『福祉国家を越えて』に入ろう。本書は、『国際経済』でのミュルダールの構想が西欧先進諸国について展開されたものである。ちょうど、かれの別著『経済理論と低開発地域』⁽²⁾が、同じ構想を低開発諸国に焦点を合わせて展開したように。

それにしても、なかなかチャレンジングな表題である。福祉国家を越えてどこへ行くというのか、なぜ行くのか、あるいは、なぜ行かなければならないのか。

結論を先にいおう。福祉国家は福祉国家に止まることなく、福祉世界 Welfare World へと脱皮しなければならない。これが表題の含意であり、本書の主張である。

では、なぜそうなのか。もしそうしなければ、一体どうなるというのか。これに答える理論体系の構築が本書の主要内容であり、また、この結論が受け入れられることが、福祉世界への道をひらく、というのがミュルダールの結論である。

まず第一章で本書の問題が提起される。現在は計画経済の時代である。ソ連圏、低開発諸国の計画経済については後でふれることとして、現在の西欧先進国(米国を含む)は、半世紀前には思いも及ばなかったほど大きく、計画経済の方向に前進した。しかしこの傾向は、必ずしもこれら諸国の政府、議会、一般大衆が計画経済を望ましいものと考えてたどったものではない。むしろ、多くの場合(米国の場合には特に強く)、それらの国民が、われわれは自由経済に住んでいるのだと考えつつ、また、計画経済を何か不逞なものとみなすイ

(1) 本書についてはすでに山田雄三教授の短いけれども要点をついた書評がある。

『季刊理論経済学』第7巻、第1号、1961年9月。

(2) Gunnar Myrdal, *Economic Theory and Under-developed Regions*, London, 1957.

小原敬士訳、G. ミュルダール『経済理論と低開発地域』東洋経済新報、昭34。

デオロギーを持ちつつ、そのような計画経済への道をたどったのである。ここに本書の出発点がある。どうしてそうなったのか。現状は如何。その国際的な影響は……。そして将来の見通しは……。

ここで本書は2部に分けられる。第1部「計画化への傾向」(第2～8章)、第2部「国家計画の国際的意味」(第9～14章)。第1部は、いま述べた4つの問題の前の2つを取り上げ、議論を国内的側面に集中しつつ、西欧諸国の経済計画(福祉国家化)がどのようにして始まり(第2～3章)、それがどのような構造変化(政治、経済、社会、心理の各面で)を与えたかが論ぜられる(第4～7章)。それは西欧諸国の経済計画に関する事実分析であり、同時に、それを支える価値判断(福祉国家観)形成過程の分析でもある。第2部は後の2つの問題を取り扱い、諸国の福祉国家化の国際的諸影響が議論される。

第1部の大要はこうである。現在、西欧諸国に見られる福祉国家化あるいは経済計画への傾向は、いわば自然発生的に生じたものであって、決して初めから国家当局の意識的な行動によってなされたものではない。それは、たとえば特殊利益の擁護、ある種の緊急事態に対する対処といった、限られた一時的目的のための国家干渉 *state intervention* の形で発足した。しかし、各種の国家干渉が経済分野で増大し、複雑の度を加えるにつれて、それを調整し、合理化する必要がおきてくる。そこに中央計画化へのきっかけが作られる。しかし事態はそのままですまない。経済体制を支える諸条件の変化——国民の態度の合理化、政治の民主化、市場の組織化、政治決定の地方分権化等——とともに、中央計画は一層促進され、またその内容も変化する(累積的因果関係)。そして、その結果生まれたのが西欧諸国の現経済体制(福祉国家化)であり、それは最初には全く意図されなかったものである。

さて、本書の内容に即して紹介を進めよう。まず、そのような国家干渉を必要にさせた事情はなにか。それには国際的要因(第2章)と国内的要因(第3章)がある。国際的要因とは、第一次大戦に始まり、現在なお継続している国際経済関係の不安定性である。各国政府は、相次ぐ国際経済の不安定に対し、自国の労働者や農民の厚生のために、また一般的にいて、生産と消費の安定のために、貿易・為替の側面のみならず、経済の他の分野においても、相当思

いきった干渉を実施しなければならなかった。しかし、ある危機が過ぎ去った後でも、それに対処することを目的とした防御政策が完全に撤回されることはほとんどなかった。というのは、一方において、国家干渉は国内に新しい利害関係を生み出し、他方において、国際不安は次の国際不安を国民に予想させるからである。しかし、より重要なことは、国家干渉の実行が、自由主義哲学から古典派経済理論にうけつがれていた、現実の経済制度を自然秩序のあらわれと考え、現状維持を良しとする思想を、国民大衆に疑わせることである。国民は、現体制に疑問をもちはじめ、「行動を通して学び」(p.17)、干渉は可能であるとの思想を受け入れるようになる。

その良い例が古典的金本位制の崩壊過程である。古い形の金本位制の復活は現在望みうべくもない。いまや金本位制が機能するための前提たる自由貿易や長期・短期の国際資本市場が存在しないばかりでなく、すべての国に、金本位制のルールの自動的な発動を認めようとする思想が、全く見られないからである。すべての人びとは、国内経済政策が金本位の作用に制限を加えうることを知っている。すなわち金本位制を支えていた国際的な社会規範 *social taboo* は崩壊したのである。ひとたび崩れたタブーは再建しうべくもない。

経済に対する国家の干渉をひき起こした動機として、国内的要因をも見逃すわけにはいかない。第3章はこの国内的要因を分析する。ここでの国内的要因とは市場の組織化傾向である。

これまでの経済理論は完全自由競争の仮定——原子論的経済単位、市場の^{ソーシャル・フレーム}社会的基盤の不変性——の上に立っていた。しかし、現在ではその仮定は支持できない。まず多くの分野で、各経済単位は、技術的もしくは（および）組織上の理由から、市場における自己のウェイトを増加し、市場価格に影響を与える力を獲得するようになった。その結果、市場価格は、次第に、個別経済単位（生産者、販売者等）の行動からの独立性を失い、市場は、その関係者によって意識的に「規制」されるようになった（市場の組織化傾向）。この傾向は容易に国家干渉をよび起こす。組織化された市場を混乱から守り、市場支配力の強い経済単位が他の経済単位の利益を脅かすのを防ぐ必要が生ずるからである。

さらに、過去の経済体制を支えていた社会基盤にも大きな変化が生じた。経済発展は単なる経済現象ではなく、社会全体としての発展——教育の普及、社会的移動性の増大、政治の民主化等々、経済・政治・社会の各側面における合理化——の総合結果である。その間に、政治の民主化・意識の向上は、国民大衆に自己の利益擁護もしくは主張の意識と手段を与え、機会均等の要求（特に低所得階層からの平等の要求）を強める。その結果、古い社会規範は権威を失い、自由主義経済を支えていた多くの社会的タブーは崩れる。そして新しい秩序のために各国は国家干渉を余儀なくせしめられるのである。

さて、そのように国家干渉をきっかけとして出発した西欧経済計画の内容はどうか。それはどのような問題をはらむか。それが第4～7章の問題である。

第4章は福祉国家における政府の役割を論ずる。

競争市場の崩壊、独占体の出現に対し、それを抑圧し、自由経済を維持しようとする方向での国家干渉はほとんど成功しなかった。実際に行なわれたのは国家がその市場組織化傾向を是認した上で、その市場組織化傾向を大衆の利益に調和するように規制、調整することであった。市場での掛け引き力の弱い経済グループの強化政策——たとえば一連の労働立法、農民保護政策——がそれである。このことは、政府が経済グループ組織化の推進者となり、また経済グループ間の交渉・協約に調停者として介入することを意味するが、しかし、そのような政府の能動的な作用は次第に少なくなってきた。すなわち、市場の組織化が進み、グループ間の交渉が円滑に進むようになるにつれて、政府の役割は、各種の組織化されたグループの自主活動を認める大枠を定め、みずからはそれを指導・監督するというより高次の機能を果たすようになった。

かくして西欧諸国の経済構造は、各種の経済グループが組織化され、政府（中央、地方）が各グループ間の利害関係を調整者・調停者としてまとめていくという、組織国家 *organisational state* の構造をとるようになった。この組織国家の円満な運営にとって重要なことは、国民大衆の民主的参加である。政治・経済の各面において、組織の一員としての自覚をもつ国民大衆の積極的な参加をみななければ、そのような組織国家は少数独裁制へ移行する危険をもつ。したがって、組織国家においては、そのような人間基盤の確立に絶えざる努力が必

なのであるが、その点で西欧諸国（米国は必ずしもそういえないが）は大体満足の成果をあげてきた。国民大衆の民主的結集、それが西欧福祉国家の基礎なのである。

第5章では国家干渉が経済計画へ発展していく過程が分析される。国際的・国内的要因に始発された国家干渉、国民の態度の合理化、市場の組織化、政治の民主化等が累積的・因果的に進展するにつれて、社会構造は複雑化し、社会の各方面にいろいろな混乱が発生しはじめる。そして、そのような状態を改善するための調整が、国民大衆の代表機関たる国家当局に要請される。調整は計画を導く。いな、むしろ調整は計画そのものですらある。また、国家が国民経済の調整・規制に深入りすればするほど、長期・短期の予想をたてる必要にせまられ、また、予想に従って政策を修正しなければならなくなる。西欧諸国はそのようにして経済計画の道をたどってきたのである。歴史的事実は以上の説明を裏付ける。完全雇用、所得再分配、関税、租税、教育、衛生、社会保障等いずれの政策をとってみても、すべて最初は特定の目的のために実施され、それが次第に全体として調整され、そして現在のように国家計画の内部に統合されたのである。

このような福祉国家の漸進的成立が、同時に世論を統一する傾向をもつことは注目に値する。たとえば所得再分配策をとってみても、最初はそれについて国民の意見は分裂したが、現在では、再分配そのものに反対する意見は影をひそめ、いくばくの金額をどのように支出するかが問題となるにすぎない。他の政策についても同様である。さらに、いわゆる進歩的政策に対する保守陣営からの抵抗が弱まるばかりでなく、左翼からの過激な改革要求も弱化する。というのは、過激な手段に訴えなくても、左翼の抱く基本目的を達成する各種の手段が実行可能になってきたからである。そういう意味で組織化された国家は「社会化された国家」である。そしてそこにあらわれたのは、「意識的につくられた社会調和」であって、それは、古典的経済理論に想定されていた自然秩序もしくは「自然調和」とは正反対のものである。

第6章は福祉国家における個人と国家との関係の分析である。いま述べたように西欧諸国は組織化され、社会化された社会である。自由企業といえども、

その活動をはりめぐされた国家統制の網によって拘束されている。個人の権利はいろいろな形で制限され、しかも国民はそのなかで生きることに満足している。

一見矛盾したこの状態を説明するのは、個人自由の制限が、「上」から与えられたものではなく、自分達の手で作り返したものだという、国民大衆の自覚である。個人権利に課せられた多くの社会規制は、国民大衆に新しい権利を与え、貧困と無知によって閉されていた道を新しく拓き、各個人を脅やかしていた多くの危険を軽減する。だから、国民大衆は、それに「不自由」をではなく「自由」を感じるのである。福祉国家を支える基盤は、政治の民主化と社会決定に対する大衆参加を通してはぐくまれた、そのような国民的社會連帯意識 *national solidarity* なのである。

ここでわれわれは、福祉国家の将来を予想することができる。生活水準の向上・教育水準の上昇・社会決定に対する大衆参加の滲透とともに、国家計画は次第に中央政府の手をはなれて、地方分権化するであろう。その前兆ともいべき一例をあげよう。最近、スウェーデンにおいて、経済グループ間に不正協定が行なわれるのを防止する目的から、締結された協定を公的機関に登録し、それを公報に発表することを義務づけた法律が成立した。その結果、各経済グループは、自己の独占行動が国民大衆の眼前にさらされ、国民の批判と国家当局の干渉を蒙ることを避けるために、各自が監視機関をつくり、自己の独占行為を自主的に取り締まるようになった。すなわち、国民の連帯意識の向上が、大衆による社会統制を可能にし、中央政府が国家計画にイニシャティブをとる必要は漸減するのである。福祉国家を内容づける実際の仕事の多くは、各種経済グループおよび地方政府のレベルで、大衆参加のもとで取り運ばれる。そして中央政府は、それら下のレベルで行なわれた決定・要求を調整して、国家全体としての調和をつくり出すように努力すれば足りることになり、中央政府が国家計画に戦略的役割を果たすことはなくなるであろう。

さて、以上の議論から理想的な福祉国家、合理的な経済計画は、正しい意味での民主主義に立脚すべきことが示唆されるわけであるが、第7章では、未熟な民主主義が福祉国家の実現・合理的経済計画の進展を妨げる危険が指摘され

る。

現在の西欧諸国が正しい民主主義に立脚しているとは必ずしもいえない。国民は常に正しい情報を提供され、真の利益を自覚している、とはいえず、したがって、かれらは多くの場合、だまされやすい。また、政治的・経済的決定への大衆参加が完全に行なわれているとはいえず、したがって往々にして少数独裁になりかねない。そしてそれらは国家計画の合理性を危くする。その例は多い。所得再分配政策の悪用、大企業の脱法行為、政治献金、悪質の宣伝等はその一部である。

この観点からみれば、西欧諸国の「つくり出された調和」は完全でないことがわかる。国家計画は往々にして強力な発言力をもつグループにひきずられやすく、日蔭に住む国民の意思は無視されやすい。しかし、だからといって、西欧諸国がこれまでの福祉国家への道を断念して、過去の体制に方向転換することは許されない。残された道は福祉国家の完成に努力するだけである。そしていま述べたような欠陥を除くための根本的な方途は、国民の啓蒙、教育水準の向上、大衆参加の滲透において他にはない。要するに、福祉国家の完成には民主主義の確立が必要であり、民主主義の確立のためには国民大衆の啓蒙が必要である。

第8章では、ソ連および低開発諸国の経済計画が展望される。それは、以上にのべた西欧諸国の福祉国家としての諸特徴を対照的にはっきりさせるであろう。

ソ連の経済計画は、産業の国営、農業の集団化にはじまり、中央政府が一切の計画決定をなすという意味で、中央集権的であり、一元的である。低開発諸国では、まず経済水準をひき上げるとの至上命令から経済計画が要求され、経済計画が諸統制の調整という形で要求される西欧のそれとは根本的に違う。

ソ連、低開発国のいずれにせよ、その経済計画には問題がある。ソ連についていえば、計画が国民の支持をうるために、また行政活動の能率化のために、西欧の場合と同様に、計画決定の分権化が必要である。しかし現在のような中央集権的体制のもとでは、分権化は困難であろう。かりに成功したとしても、それには10～20年の期間を要するであろう。

低開発国の問題はさらに深刻である。かれらは西欧民主主義を形式的には継承しているが、その民度、社会制度からいって、その実質は西欧民主主義とはほど遠い。したがって、低開発国の経済計画は一種の権威主義 *authoritarianism* をとらざるをえないであろう（しかしソ連流にはなるまい）。さらに困難なことには、政治の下部組織が弱体である。だから低開発国政府は、一方において民主主義の育成に努めて、政治の下部組織を確立し、他方において、中央政府が経済計画を意識的に作成しつつ、それを下部組織に次第に委譲していくという多方面の努力が要求されるのである。

3

第2部へ進もう。福祉国家の発展が世界経済に対してもつ意味が分析される。まず第9章では過去50年にわたる国際経済の動きが概観される。

この期間の当初は、一方においては、西欧諸国相互間の緊密な結合と、他方においては、植民地の貧困と停滞によって特徴づけられていた。しかし、第一次大戦後、西欧諸国の地域結合は崩れ、第二次大戦後には植民地体制の崩壊がはじまり、母国と植民地の関係が解体した。それに冷戦が加わる。かくて、この半世紀間の国際的解体傾向は決定的である。そこで問題はこうである。その原因はなにか。それで良いのか。その対策は……。

第2部の構想は次の通りである。国際経済の解体傾向は、その真因を西欧の経済計画・福祉国家化にもっている。経済計画は本質的に自国本位となりがちであり、さらにまた福祉国家の理念は植民地主義否定の思想を培養せずにはおかない（植民地体制の崩壊を共産主義の煽動と見るのは短見もはなはだしい）。ともあれ、国内統合は国際的解体傾向をひき起こす。このジレンマを解決する道はなにか。それには、国際統合＝福祉世界の実現を図る以外には方法はない。なぜそうか。国際的解体は窮極的に各国経済に不利をもたらすというのがその理由である。もちろん福祉世界の実現には多くの困難がある。しかし、その困難の実体を見きわめ、それ以外には真の解決策はないという論理を各国民が冷静に理解するとき、福祉世界への道がひらけるのである。

以下において本書の叙述に従ってその説明をきこう。

第10～11章では以上の構想が西欧諸国に即して展開される。

西欧の福祉国家が対外的に自国本位になる理由は明らかである。かれらは相つぐ国際危機に対して自国経済を防衛する政策をとってきた(それが福祉国家への動機のひとつであった)。危機が去っても、その防衛策は残存する(しかも新しい利害関係をつくり出して)。やがて防衛策は整理・調整されるのであるが、しかし、その調整は、自国本位の観点からのみなされ、国際関係への影響は顧慮されず、したがって、国際統合の観点からは有害な形で行なわれた。同様に、福祉国家の経済計画は、自国民の利益が中心となって、他国民のそれを顧慮しない。また国内経済の動きについては、予測も対策もたて易いが、国際経済の場ではそうはいかない。要するに、福祉国家の国際計画は本質的にナショナリスティックであり、保護主義的である。

福祉国家のこのような性格は、その基礎を社会制度、国民の心理のなかにもっている。まず制度的基礎について。福祉国家の制度は、各方面の複雑な利害関係の調整・組織化からはじまった。そして、「つくり出された調和」が結局各自の利益であることを、国民は知っている。これに対して、国際協力によってもたらされる利益は、たとえそれがいかに大きなものであるにせよ、特定の個人もしくはグループに帰属するといったものではなく、多くの場合、国民全体にひろく分散される性質のものである。その意味で国際協力の利益は国民にはあまり理解されない。さらにまた、国内問題では政府が調停者としての役目を果たすことによって、国内統合の利益が証明されるけれども、国際問題ではそのような調停機関はほとんどなく、あってもはなはだ微力である。したがって国際協力の実もあがらないのである。心理的基盤について。福祉国家に住み、民主的に国家計画に参加する国民大衆は、当然のことながら、自分たちに身近かな問題にその関心を向ける。そこに国内的連帯意識がはぐくまれ、それが福祉国家を一層発展させる。しかし、国際問題は、多くの国民にとっては、他人の問題であり、国際連帯意識などは非实际的な夢にしかすぎない。それゆえ社会連帯意識というものは、なかなか国境を越えないのである。そればかりでない。人間感情の非合理性がそれに拍車をかける。人の欠点は長所より目につきやすい。暗いニュースの方が明るいニュースよりも大衆の興味をひく。また人

びとをあることに反対させる方が賛成させるよりもやさしい。このような非合理的な人間感情が、たとえば国際機関のスキャンダルや紛争が大きく報道されるのにくらべて、その積極的貢献が軽視される事実にあられる。ある種の保護貿易や移民制限政策がこのような感情に支配されていることも明らかである。同じ感情は、外交問題において強硬論の方が国民の人気をえやすく、また、安易な愛国心が好戦的に走り易い傾向を説明する。

では国際協力、国際統合への道は閉されているのか。否、その道は存在する。その理由は2つある。まず、経済的ナショナリズムは長期的、窮局的にはすべての国の利益に反する。その意味で各国は結局国際統合への道を進まざるをえない。ただ、すでに述べた諸理由から、国家主義の不利・国際協力の利益が各国民に了解されないでいるだけである。第2に、思想的理由。福祉国家の社会連帯意識は自由・平等・友愛をその実質内容とする。それは決して自国民にのみ限定されるものではなく、本質的にひろく全世界の国民の上に拡大されるべきものである。社会連帯意識が国際的規模に拡大・充実したとき、福祉世界が実現する。現在、社会連帯意識がそこまで発展しないのは、対外不信が国際的不安定をもたらし、それが一層の対外不信をよぶからである。しかし、不信が不信をよぶと同様に、信頼は信頼をよぶ。この観点からすれば、現在の国際関係に諸国の反省を要することのあまりに多い事実気づくはずである。ともあれ国際協力の可能性は立派に存在する。

これまでの議論はもっぱら西欧先進諸国にその焦点を合わせてきた。ここで視野をひろげて、低開発国問題という最近の情勢を考慮するとき、はたしてどのようなことがいえるであろうか。第12章以下は、その意味で、先進国—低開発国間の諸問題を取り扱う。

第12章では低開発国の経済計画の特質が分析される。福祉国家における経済計画が自国本位になりやすいことはすでに説明した。その点では、低開発国の場合も同様である。いな、むしろ先進諸国の場合よりも一層ナショナリスティックになりやすい特殊事情がある。先進国は、まずそれらの特殊事情を正當に認識しなければならない。

まず明らかのように、低開発国の多くの産業は、いまだ十分な対外競争力を

もつにいたっていない。この点で低開発国は先進国と決定的に違っている。低開発国の貿易政策が保護主義の傾向をとるのは当然である。しかし、それは先進国が保護貿易政策をとっても良いことを意味しない。先進国は低開発国の保護政策によって大きな影響を受けることはないが、低開発国は先進国の保護政策によって甚大な影響をうけるというのが、その理由である。したがって、先進国は自由貿易を原則とするが、低開発国には保護主義を認めるという、貿易政策基準の二重性 *double standard of morality of foreign economic policy* の必要が認められなければならない。

さらに、低開発国のナショナリズムには政治的理由がある。かれらはもともとナショナリスティックな国民感情に支えられて、植民地から独立国へと脱皮したが、独立後にもなすべき多くの課題を背負っている。国内統合を完成せねばならない。多くの旧弊・社会的硬直性を打破しなければならない。国民大衆を絶望と虚脱状態からひき上げ、経済発展の希望に目覚めさせ、進取の気性と協同精神をつちかわなければならない。そのような課題に取り組むために、政治指導者がナショナリスティックな国民感情を利用することは、けだし当然である。しかしながら、そのナショナリズムにも行き過ぎの危険のともなうことが看過されてはならぬ。低開発国は独立をかちとったとはいえ、いぜん貧困のなかにおかれている。貧困の苦しみは、かつての支配者に対する憎悪感に転化しやすい。他にも低開発国が排他的になりやすい理由が多くあるが、要するに低開発国の排他感情が国際関係を不安にし、国際不安が排他感情をあおりたてるといふ悪循環を招きやすい。その好例が外国財産の国有・没収の場合にみられる。低開発国の排他感情→外国財産の没収→先進国側の不信→国際関係の悪化→外国援助の停止→低開発国発展計画の齟齬→一層の排他感情の刺激、といった悪循環がそれである。

一方、低開発国のナショナリズムに対する先進国の立場は極めて弱い。植民地の独立が国際不安をよぶ危険があるという口実で、先進国が植民地体制の復活もしくは維持を図ることは論外である。先進国が武力によって植民地時代の権益を守ることも不可能である（最近の例ではアルジェリアでのフランスの経験がそれを証明する）。さらに、低開発国の「友好」政府に軍事的・経済的援

助を与える懐柔政策も永続しえない。それが、たとえ一時的には有効であったとしても、結局、政府と民衆を遊離させ、国内に政府に対する疑惑と批判をひきおこし、民主国家の基礎を危うくするだけである。要するに、ひとたび植民地体制が崩れるならば、先進国はその旧植民地に自己の意思を強要する手段をもたないのである。

では、国際統合・福祉世界の実現は運命的に不可能なのであろうか。われわれはそのような運命論に組することはできない。歴史は運命的に決定されているものではなく、人間によって作られるものである。これまでの議論からもわかるように、市場の自由活動は、自由主義的経済学の教えるところとは違って決して調和のとれた経済をつくり出さなかった。しかし、先進諸国は、自由・平等の理念を基礎とする社会制度によって、立派に「調和」をつくり出したのである。同様に、国際関係においても、「調和の創造」は不可能ではないはずである。明らかにそれは困難な仕事であらう。しかし、それはすべての国の回避しえざる仕事である。そこで次の問題がでてくる。国際協力のための努力はいかなる方向に進められるべきか。それが第13章の問題である。

第13章では国際協力を推進するために、先進国・低開発国の努力すべき方向が具体的に述べられる。

一般論として次のようにいうことができる。まず先進国についていえば、先進国は低開発国側が多くの事情からナショナリスティックにならざるをえない理由に十分な理解をもち、低開発国の真の利益に合致するようその政策を変えていかなければならない。そして、その思想的用意は先進国側にすでに準備されているのである。すなわち、西欧福祉国家の理念——自由・平等・友愛——がそれである。また低開発国側についていえば、一見逆説的に見えるが、低開発国の強化が世界安定に役立つ。というのは、国際社会の一員としての意識は世界に対する強い発言力と責任から生まれるからである。

この観点にたてば、低開発国について多くのことをいうことができる。現在低開発国の相互孤立が目立っている。かれらは相互協力によって、国際社会でもっと大きな力をもたなければならない。経済問題に即していえば、たとえば低開発諸国の発展計画を、相互補完的な経済構造をつくり出すように調整する

ことが望ましい。低開発国相互の国際分業を拡大すべきである。また、低開発国が協力して、先進国に対して、特定産業の保護を実施するのも有効であろう。ともあれ、低開発国間の協力関係の欠除は反省されなければならない。しかし考えて見るまでもなく、そのような相互孤立化は、多分に、先進国の過去の政策(母国の植民地政策)によったものであり、また早急に解消しうるものではない。それゆえ、低開発国の対外政策として望ましい方向は、まず先進国との経済関係を維持、拡張し(それは経済発展に必要な資本財の獲得のためにも不可欠である)、同時に、低開発国間の協力関係をつくり出すことである。

先進国については大いに批判さるべき点が極めて多い。先進国は低開発国側の真の欲求をあまりにも知らずとし、具体的にいおう。まず貿易政策について。先進国側の対低開発国政策は極めて自己本位的、近視眼的にすぎる。低開発国はしばしば不要・不急の商品を押しつけられている。米国の石油業界・英国の繊維業界の利害が米英の貿易政策に大きく影響している周知の事実は別としても、米国対外技術援助機関が、アメリカ水産物罐詰輸出業者利益保護のために、東南アジア水産業援助に二の足をふんでいるというニュースは、多くの人びとにとってはショックであろう。低開発諸国の最も望んでいる第一次生産物世界市場価格安定のための対策がすこしも進展しない大きな理由の一つは、先進国側にその安定化を不利とするグループが存在するからである。つぎに国際資本移動について。低開発国の明瞭な資本不足の現状にもかかわらず、先進国からの資本移動は極めて弱く、低開発国の経済発展の希望を挫折させようとしている。現在、世界銀行がその仕事に先駆的役割を果たしているが、それだけでは不十分である。先進国資本を動員する多くのチャンネルが必要である(現在のところ早急な解決策は見当らない)。経済援助について。現在、相当程度の経済援助が行なわれているが、それについても反省すべき点が多い。まず、現在のように援助負担の大部分を米国一国に負わせることは賢明でない。援助授与国が一国に片寄るときには、政治的・軍事的なヒモのつく危険が生じ、また援助が真にそれを必要とする国へ向けられなくなるおそれがある。経済援助が真に生かされる当面の手段として、援助目的を次の三つに限定することが有効であろう。(1) 食料不足に対する援助(肥料、農業用器材を含む)、(2) 医療

・衛生・教育・技術に関する援助，(3) 社会的一般資本に対する援助。そしてその援助は国際機関によって実施され，その費用は先進国側の共同負担とするべきである。そうすることによって，低開発国援助が先進国側の特定国の利益に左右される危険は回避せられ，国際連帯意識の確立に貢献するであろう。

4

すでに明らかなように，本書の議論は国内統合と国際的解体のジレンマは福祉世界の実現によって解消されなければならないというのであった。わたくしはこの紹介文の始めに，国際統合の実現は実際問題として可能なのかという疑惑の念を表明した。ここでわたくしは，これに対する解答——それは本書の各章に断片的に述べられているが——を，本書の結論にあたる第14章に求めて，この紹介を終わりたい。

確かに国際統合の実現は困難である。それは自然にでき上がるものではなく意識的に作り出されなければならないものである。そしてそれは決して不可能ではない。現に，多数の国際協力機関が存在し，活動している。たとえば，経済面に限っても，国連の経済社会理事会をはじめ FAO, ILO, 国際通貨基金，世界銀行，GATT, 各種技術援助機関等々。残念ながらその実績が大きかったとは決していえない。しかし，だからといって，国際統合が不可能と結論することはできないのである。われわれは，たとえ実績があがらなかったにせよ，それを廃止すべしとする声が世界のいずこからもあがらないという事実を忘れてはならない。たとえば，過去の一事実とされやすい国際連盟も国際連合の形で存続しているのであり，ブレトン・ウッズ協定によって死刑の宣告をうけた国際決済銀行でさえ，西欧支払同盟の中心機関として活動しているのである。ひとたびつくられた国際機関はほとんど消滅しない。この驚くべき現実を説明する根本理由は，各国民の心底に，表面上のナショナリズムにもかかわらず，国際協力の理想が流れているからである。ナショナリズムが現実の力であると同様に，国際協力の理想もまた現実に作用しているのである。国際協力を推進するためには，そのかくれた力を強化せねばならない。そこで必要なことは，たとえいかに小さくとも国際協力の可能性をさがし出し，実績を積み上げ

ることによって、その理想を培養していくことである。その点において最も重要なことは、国際協力への努力は、まず第一に西欧諸国がそれを実行しなければならぬということである。これまで国際協力の実があがらなかったのは、ひとえに西欧諸国のナショナリズムのためなのである。西欧諸国にくらべると、国際協力への低開発国側の努力は大きかった。しかし、その努力も西欧先進国の抵抗にあって無為に帰したのである。では西欧諸国のナショナリズムを打破する方策はなにか。それは、最も深い意味における、西欧諸国民の啓蒙——国際協力は決して自国の利益に反するものではなく、逆に国際不協力がこそ自国の利益を危うくするものだという認識、そして、自由・平等・友愛という人間理想の国際的拡大——である。そしてこのことは当然西欧諸国民に期待してしかるべきものである。ふたたび繰り返えそう。「歴史は人間がつくるものである」(p.165)。

最後に一つだけ読後感をするそう。わたくしは本書に、科学者としてのミュルダールと、人間としてのミュルダールの統一を見い出した。国内統合と国際的解体の矛盾、国際協力阻害要因の分析は、科学者としての仕事であり、国際統合の努力を西欧諸国に訴えるのは、西欧の一市民としてのミュルダールの自覚を表明している。わたくしは本書によって、科学者の使命といった問題をあらためて考えさせられた。しかし、そのような大きな問題を持ち出すまでもなく本書は、日々生産される多数の文献、精緻を誇る理論分析、精力的な実証分析、それらに圧倒され勝ちな研究者に、国際経済学とはどんな問題をもっているのかについて、多くの示唆を与えるであろう。